

記入例の表示番号と、下記の番号は対応しております。ご確認ください。

【表面】**① 申請区分**

- (1) 要支援の有効期間中に、介護認定を見直したいときは、“新規”申請となります。
- (2) 上記及び区分変更申請の場合は、裏面に申請理由を記入してください。

② 申請する方の情報

- (1) 住所、電話番号、氏名、被保険者との関係は、記入必須です。
- (2) 包括/事業者等の代行申請の方は、「提出代行者名称等」欄にご記入ください。事業者番号があればご記入ください。また、認定調査の受託可否に○してください。

③ 介護認定を受けたい方の情報

- (1) 介護保険被保険者番号を記載してください。不明な場合は空欄のままで結構です。
- (2) 加入している医療保険に○をしてください。
東京都後期高齢医療広域連合・板橋区国民健康保険以外の方は、3その他に○をした上で、保険者名、保険者番号、記号、番号、枝番を記入してください。
生活保護の方は3その他に○をし、保険者名に「生活保護」と記入してください。
※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)の方は、医療保険証の写し(コピー)を添付して下さい。(マイナンバーカードと一体化している場合は不要)
- (3) 住所、電話番号、氏名、生年月日は記入必須です。住所は住民票の住所を記入してください。
- (4) 前回の介護認定結果があれば、介護度、有効期間を記入してください。
- (5) ご本人のいるところを、“1 自宅 ～ 4 その他”で選択してください。ご自宅以外にいるときは、その下の欄にご本人のいるところを記入してください。(訪問調査員が認定調査にお伺いするときの参考となります)
注意1) 入院中や施設入所中のときは部屋番号まで記入してください。
注意2) 入院直後など、ご本人の心身の状況が安定していないときは調査ができない可能性があります。なるべく、心身の状況が安定してから申請を推奨しております。
- (6) 入院・入所年月日、退院・退所予定年月日をご記入ください。(退院・退所予定年月日が未定のときは、“未定”に○してください)
- (7) 退院が決まっている場合は、退院後の場所を裏面-5留意事項に記入してください。

④ 主治医の情報

- (1) 主治医は、必ずフルネームでご記入ください。医師個人宛に意見書を依頼いたします。
注意) 病院やクリニックでは同じ苗字の医師が複数人いる場合があります。
- (2) 前回診察日は、申請日より2か月以内を目安とさせていただきます。事前に、ご本人様等の関係者から、医師に介護保険の主治医意見書の作成依頼についてお話されていると滞りなく作成いただけることが多いです。
- (3) 次回診察日が決まっておりますら、ご記入ください。

⑤ 64歳以下の方の記入箇所

- (1) 介護認定において、第2号被保険者として認定されるためには特定疾病に該当しているかの確認がありますので、該当の特定疾病を記入してください(特定疾病に該当しているかどうかは、主治医意見書を元に、認定審査会にて判定いたします)。

⑥ ケアプラン作成のための認定情報資料開示の同意

本申請における認定調査の結果及び主治医意見書について、ケアプラン作成の参考としてその資料をケアプラン作成に関係する方(ケアマネージャー等)に開示するかの同意を確認するものです。

【裏面】**⑦ 訪問調査時の同席について**

同席者の有無、及びその方について記入してください。
認定調査は、介護認定審査会にて使用される重要な資料となります。ご家族等が同席されますとより実態に合った調査、聞き取りができます。

⑧ 訪問調査日について

同席者を含め、ご都合の悪い日を記入してください。訪問調査員が日程を調整するときの情報です。
※調査の日付指定は、訪問調査員の手配ができない可能性がありますので極力控えてください。

⑨ 家族等連絡先

被保険者の状況によりご連絡する可能性があります。

⑩ 区分変更申請の理由(認定区分を変更したいときの申請は必須記入事項)

前回の認定時と比較し、介護の手間が変化した理由を、具体的に記入してください。

⑪ 訪問調査に伺う際の留意事項

訪問調査員に事前に伝えたいことがありましたら、記入してください。

【お持ちいただくもの】**⑫ (初回) 個人番号を記入したら提示いただくもの**

- (1) 個人番号については、記入いただかなくても要介護認定申請をすることができます。
- (2) 個人番号を記入しないときは、提示する必要はありません。
- (3) 申請書に個人番号を記入し、介護保険の申請が初めての方(過去に申請をしたことがない方)は、確認書類(エと、オ又はカ)を持ちください。(郵送のときは写しを同封)